各部課室

各出先機関

る。 三月奈良県訓令甲第十一号) 特別の形態によつて勤務する必要のある職員の勤務時間に関する規程 の一部を次のように改正し、 令和三年四月一日から施行す (昭和四十八年

令和三年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

うに加える。 課の項及び奈良県しごとiセンターの項を削り、 別表奈良県東京事務所の項、文化・教育・ くらし創造部こども・女性局女性活躍推進 同表奈良県産業会館の項の次に次のよ

	一る者	とiセンター務に	奈良県しご 就識
	有	務に従事す	就業相談業
属長が定める。	を超えない範囲内において、所	週間当たり三十八時間四十五分	四週間を超えない期間につき一
	属長が定める日	とに四週に四回所	日曜日及び職員ご

人観光客交流館の項の次に次のように加える。 別表産業・観光・雇用振興部観光局ならの観光力向上課の項を削り、 同表奈良県外国

		ば 館	奈良まほろ
	する者	ば館に勤務	奈良まほろ
属長が定める。	を超えない範囲内において、所	週間当たり三十八時間四十五分	四週間を超えない期間につき一
	る日	人回所属長が定め	職員ごとに四週に